

## 前回審査会（3月18日）における指摘事項に対する確認状況等

番号	指 摘 事 項	確 認 状 況 等
1	路面排水の処理方法について確認されたい。	<p>○ 都市計画決定権者に確認したところ、交通安全の観点から路面に水がたまることのないよう円滑な排水を行う必要があり、路面排水は基本的には側溝により河川等へ排水されるものであるが、具体的な排水方法については詳細な道路設計を実施する段階で決定されるとのことでした。</p>
2	水質調査を3地点で行うこととしているが、各地点の選定理由は何か。	<p>○ 工事の実施に伴う水質の調査は、資料2（方法書）の5-27ページの図5-3に示す3地点（W-1～W-3）で行う計画となっています。</p> <p>○ 都市計画決定権者に確認したところ、水質（濁り）の調査地点は、橋脚工事などで直接河川を大規模に改変することが想定される箇所や河川に近接して切土・盛土工事を行うと想定される箇所を選定したとのことでした。</p> <p>○ 具体的には、W-1の大田川、W-2の信濃川は、河口部を道路が渡河することとなり、方法書4-22ページの表4-17に記載のとおり、川幅が30～40mあり、橋脚が築造される可能性が高いため選定されています。また、W-3の矢田川は、方法書5-27ページに図示のとおり、近接して切土工事（GW-1）があることから、調査地点として選定されています。</p>

番号	指 摘 事 項	確 認 状 況 等
3	東海市、知多市及び常滑市が実施している水質調査の位置及び調査頻度を確認されたい。	<p>○ 東海市、知多市及び常滑市が実施している水質調査地点は、方法書 4-30 ページの図 4-17 のとおりです。</p> <p>○ また、調査項目については、生活環境項目は資料 2（方法書）の 4-25 ページの表 4-20、健康項目は 4-26 ページ～4-29 ページの表 4-21 のとおりです。</p> <p>○ 各市に確認したところ、調査頻度は以下のとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東海市・・・生活環境項目は原則年 4 回 健康項目は年 1 回（ただし硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は年 2 回）</li> <li>・ 知多市・・・生活環境項目は年 4 回 健康項目は年 2 回</li> <li>・ 常滑市・・・生活環境項目、健康項目とも年 2 回</li> </ul>
4	今あるため池をつぶさない計画としてほしい。	<p>○ 都市計画対象道路事業実施区域周辺のため池の状況は、4-23 ページの図 4-15 のとおりであり、都市計画対象道路事業実施区域内にもため池が分布しています。</p> <p>○ 都市計画決定権者に確認したところ、保全の必要性の高いため池についてはできる限り保全することとし、具体的な計画については、今後実施する環境調査結果を踏まえ、詳細な道路設計を実施する段階で決定されるとのことでした。</p>

番号	指 摘 事 項	確 認 状 況 等
5	<p>南部区間について、道路沿道に新たな植樹帯をつくることを検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路沿道の緑化の役割は、景観の向上、遮音、生物の生息環境など多岐にわたります。</li>   <li>○ 資料 2（方法書）の 3-9 ページに記載されている事業計画策定時における環境配慮事項では、既存種による緑化など極力在来植生による緑化に努めることとされています。</li>   <li>○ 都市計画決定権者に確認したところ、道路沿道の緑化の役割は多岐にわたるが、どの役割を重視するかなど具体的な緑化の方法については、地域特性や住民のニーズを踏まえて検討し、詳細な道路設計を実施する段階で決定されるとのことでした。</li> </ul>

番号	指 摘 事 項	確 認 状 況 等
6	<p>本事業に伴い、どのように生態系ネットワークを創出することを考えているのか。</p> <p>方法書では、この地域が生態系ネットワーク上でどんな位置づけがされているのか記載されていないので、準備書、評価書で記載することを検討されたい。</p> <p>道路沿道の緑地については、景観上は意味があるが、動物の生息空間としてどの程度意味があるか疑問を感じる。人工的な緑地づくりは環境負荷を増大させてしまうかもしれない。生態系ネットワークづくりとは別のものとなる。</p>	<p>○ 愛知県では、平成 21 年 3 月に策定した「あいち自然環境保全戦略」において、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している重要な地域を核として、これらを緑地や水辺で有機的につなぐ生態系ネットワークを形成していくことが必要であるとともに、県土の将来像として別図のとおり「県土レベルの生態系ネットワーク形成のイメージ」を示しています。</p> <p>○ 都市計画決定権者に確認したところ、こうしたことを踏まえ、本事業と生態系ネットワークの関係について、学識者の意見を聴きながら、準備書及び評価書での記載について検討するとのことでした。</p>

番号	指 摘 事 項	確 認 状 況 等
7	<p>休憩所に係る計画（数、位置及び規模）が決まった段階で、景観の予測地点の位置や数の変更は可能か。</p>	<p>○ 景観の調査は、方法書の5-29ページの図5-5の4地点で行う計画となっています。</p> <p>○ 都市計画決定権者に確認したところ、休憩所の設置により、主要な眺望点、景観資源等への影響があると想定され、かつ現在選定している予測地点でその影響について予測・評価することが困難な場合には、予測地点が追加されることとなります。</p> <p>なお、休憩所を設置する場合でも大規模な休憩所の計画は想定しておらず、景観への影響は考えにくいとのことでした。</p>